

継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応

— 無限定適正意見以外の意見を表明する可能性に注目して —

坂 柳 明

1. はじめに—継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるとの判断がなされる場合の監査人の対応

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（継続企業（going concern）¹⁾の前提）が疑わしい状況で、その財務諸表を監査する監査人がどのような判断を行い、監査人の対応はどうなるのかを論理的に導くことは、監査制度を設計するための指針を提供する点で、大きな意味がある。日本の監査制度上も、本稿の「継続企業の前提が疑わしい場合」に含まれる監査人の対応が規定されてきた。

「継続企業の前提が疑わしい」状況に直面した監査人には、その対応を決定する上で、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうか」の判断が求められている。現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 1」では、監査上の「除外事項」²⁾がない場合に、監査人は、「継続企業を前提とし

1) 「継続企業」について、AICPA（1970）、25項の(2)では、「継続企業—反証がなければ、財務会計では、事業体の事業の継続が、通常前提とされる。」と記されている。また、Moonitz（1961, 38）では、「継続性又は継続企業」について、「…理論と同様に、会計実務の大部分は、会計実体が事業を継続し、予見可能な将来において清算しないという仮定に基づいている。反証がなければ、その事業体は、無限に事業を行っている状態だと見られるべきである。」と記されている。これらの文献では、「企業が将来にわたって事業活動を継続すること」が想定されている、と理解できる。

2) 本稿では、様々な文献・制度を踏まえ、(1)：一般に認められた会計原則(会計基準)に照らして、金額的に重要な虚偽であることが監査人に確かめられたところの財務諸表項目、及び(2)：「監査範囲の制限」があった場合に、金額的に重要な虚偽が

て財務諸表を作成することが適切である」と判断した上で、「継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するときには、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に追記しなければならない」とされている³⁾。また、日本公認会計士協会（2011b）（監査基準委員会報告書570）では、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが重要な不確実性が認められる場合」の対応が規定され、「財務諸表における注記が適切な場合、監査人は、無限定意見を表明し…」とされている（18項）⁴⁾。

これらの規定では、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切である」判断した上で、監査人が「無限定適正意見（無限定意見）」を表明することが前提になっている。しかし、継続企業の前提が疑わしい場合に、監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断して、

あるかどうかを監査人が確かめることができなかったところの財務諸表項目を「除外事項」と定義する。

3) 継続企業の前提に関する事項について、監査人が監査報告書に追記する場合には、日本公認会計士協会（2011a）、35項によって、「強調事項区分」に以下の内容が記載される。このような「強調事項」の区分が記載された監査報告書として、例えば、東京電力株式会社の2012年3月期の連結財務諸表についての監査報告書がある。

「(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する旨及びその内容

(2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

(3) 継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる旨及びその理由

(4) 財務諸表は継続企業を前提として作成されており、当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映していない旨」

4) 日本公認会計士協会（2011b）、A20～A21項では、18項の規定を受けて、「重要な不確実性に係る注記が適切である場合の監査報告」が規定されている。また、ISA 570、19項、A21項（IFAC（2012a、551-552、559））も参照。

なお、日本公認会計士協会（2011b）、A22項で言及されている「意見不表明」を、「継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切である」と監査人が判断する場合の対応と位置付けてよいかどうかについては、議論の余地がある。同様のことは、“a disclaimer of opinion”について述べているISA 570、A22項（IFAC（2012a、559））についても当てはまる。継続企業の前提が疑わしい場合の「意見差控（意見不表明）」を導く議論については、坂柳（2012）を参照。

継続企業の前提に関する事項が開示されていない点も含めた除外事項がない場合に、監査人の対応として考えられるのは、「無限定適正意見（無限定意見）」だけなのだろうか。本稿では、この問題を考察する。この考察によって、無限定適正意見以外の対応（意見表明）を実務に携わる監査人が選択できるのかどうかが決まってくる。

継続企業の前提が疑わしい場合の無限定適正意見以外の監査人の対応としては、米国の監査基準書第34号（以下、「SAS34」とする）で規定されていたsubject to opinionが知られている。このsubject to opinionは、1988年4月に公表された監査基準書第59号（AICPA（1988））によって廃止されたが、その決定が合理的であったかどうかについては、研究上議論の余地がある。また、第3節の(1)～(2)に示すように、継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応としてsubject to opinionを主張する文献もある。他方、永見（2011）は、subject to opinionを「条件付監査意見」と訳した上で、第3節の(3)に示すように、継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応として、「ゴーイング・コンサーン問題を対象とした条件付監査意見」を示している。

このように、継続企業の前提が疑わしい場合の無限定適正意見以外の監査人の対応（意見表明）として、これまではsubject to opinionが考えられてきたことがわかる。それでは、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断している状況で、他の除外事項がない場合に、subject to opinionを論理的に導くことはできるのだろうか。

この問題を解決するために、本稿の第2節では、SAS34で規定されているsubject to opinionの合理性を検討する。続く第3節では、SAS34で規定されているsubject to opinionを主張する議論や、永見（2011）が主張する「ゴーイング・コンサーン問題を対象とした条件付監査意見」の合理性を検討する。

第4節では、第3節までの考察によってsubject to opinionや「条件付監査意見」を論理的に導くことができなかつたことを踏まえて、Oxford First Corp.の1974年監査報告書から示唆を得て、継続企業の前提が疑わしい状況を生じさせる要因として、金額的に重要な資産の回収可能性の問題があり、「継続企業

を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人は判断しているものの、その資産の見積りの合理性を監査人が判断できない状況を想定して、「無限定適正意見以外の意見表明」を導く。その上で、この「意見表明」は、坂柳(2012)で提示した「監査人の対応を導く判断」と「財務諸表に与える影響（についての監査報告書の記述）」の關係に注目すると、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」との監査人の判断のもとで、資産の見積りの合理性を監査人が確かめられないことによって、「財務諸表が潜在的な重要な虚偽表示という意味の未確定の影響を受けていること」を監査人が指摘する意見表明であることを主張する。また、第4節では、現行監査基準の「第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4」のもとで、この意見表明を行うことが可能であることを示す。最後の第5節では、本稿の結論、貢献、今後の課題を示す。

2. SAS34に見られるsubject to opinionの合理性

(1) SAS34に見られるsubject to opinionの内容

本節では、SAS34で規定されていたsubject to opinionの合理性を検討するが、その前に、検討対象になっているsubject to opinionの内容をまず明らかにしておく必要がある。そこで本節の(1)では、SAS34に沿って、当時の監査人がsubject to opinionを表明するまでの過程を示す。

まず、以下に示すSAS34の脚注1（〔制度2-1〕）を踏まえると、SAS34では、「清算の前提に基づいた財務諸表」、即ち、経営者による清算を前提にした財務諸表の作成は考えられていないことがわかる。そうすると、経営者は、継続企業を前提にして財務諸表を作成することになる。

〔制度2-1〕 —SAS34, 脚注1

「本基準書は、(例えば、(a)ある事業体が解散又は清算の過程にある時に、(b)所有者が解散又は清算を開始することを決定した時に、あるいは、(c)破産を含めた法的手続が解散又は清算が起りそうな点に達した時に) 清算の前提に基づい

「た財務諸表の監査には当てはまらない。」(傍線筆者)

次に、監査人の役割について、SAS34、3項では、次のように記されている([制度2-2])。それによると、監査人は、「その事業体の継続的な存在に関係している証拠資料」を捜すことはしないが、「事業体の存続」の前提に反する情報に注意が向いている時には、監査人は、「そのような存続の前提に反するあらゆる情報を、その情報を緩和する傾向があるあらゆる要因、及び根底にある状況に対処しているあらゆる経営者の計画とともに検討する」。

[制度2-2] —SAS34、3項

「一般に認められた監査基準に準拠して財務諸表を監査する際には、存続の前提に反する情報がなければ、事業体の存続が財務会計では通常前提とされているので、監査人は、その事業体の継続的な存在 (continued existence) に関係している証拠資料を捜さない。それにもかかわらず、監査人は、主に他の目的のために適用された監査手続が、存続の前提に反する情報に彼の注意を向けているかもしれないことに気づいている。財務諸表についての意見を形成する際に、監査人は、そのような存続の前提に反するあらゆる情報を、その情報を緩和する傾向があるあらゆる要因、及び根底にある状況に対処しているあらゆる経営者の計画とともに検討する。」(傍線筆者)

ここでの事業体の存続の前提に反する情報 (contrary information) は、4項に示されている。そこでは、①:「繰り返し発生している営業損失」、「運転資本の不足」等の「不利な傾向」や、「貸付、又は類似の契約についての債務不履行」等の「その他の兆候」を内容とする「a. 支払能力の問題を示しているかもしれない情報」と、②:「鍵となる経営者、又は業務担当職員の喪失」等の「内部の事項」や、「法的手続」等の「外部の事項」を内容とする「b. 必ずしも潜在的な支払能力の問題を示しているわけではないが、継続的な存在について疑問を生じさせるかもしれない情報」が挙げられている。事業体の存続の前提に反するこれらの情報は、ある事業体が財務諸表日時点から存在し続

ける能力に関係している情報である（4項）。

また、事業体の存続の前提に反する情報の重大性を「緩和する傾向がある」要因については、SAS34、5～6項に示されている。そのうち、前段落で述べた「支払能力の問題」を緩和する傾向がある要因としては、①：「事業を行う上で、相互依存的ではない資産の処分可能性」等の「a. 資産の要因」、②：「未使用の信用供与枠、又は類似の借入能力の利用可能性」等の「b. 債務の要因」、③：「マイナスのキャッシュ・フローを生み出している事業の分離可能性」等の「c. コストの要因」、④：「配当要求の変動可能性」等の「d. 持分の要因」が挙げられている（5項）。また、6項では、「必ずしも支払能力に関係していない、存続の前提に反する情報の重大性を緩和する傾向がある要因」は、「主にその事業体の代替的な活動の方針を採用する能力」、例えば、「空いている重要な職位を埋めるのに適任な人物の利用可能性、失った主要な顧客又は供給者の代替を適切に行う見込み」等に関係する旨が示されている。

最後に、[制度2-2]に見られる「経営者の計画」については、SAS34、8項によると、「監査人のその時点の報告対象になっている財務諸表の日付の後に続く1年間のうちに、その事業体の支払能力に重大な影響を与えるかもしれない計画」が、通常特に強調される。このような経営者の計画として、「a. 資産を清算する計画」、「b. 資金を借り入れる、又は債務を再編する計画」、「c. 支出を削減する、又は遅らせる計画」、「d. 株主持分を増加させる計画」が示されている（8項）。

他方、[制度2-2]では、監査報告書上で監査人がどのような報告を行うのかが示されていないが、SAS34、11項では、「その事業体が存在し続ける能力について重大な疑義が残る」と監査人が結論づける場合に、「記録された資産の金額の回収可能性と分類、及び負債の金額と分類」を検討すべき旨が記されている（[制度2-3]）。そして、「記録された資産の金額の回収可能性と分類、あるいは負債の金額と分類についての不確実性があるために限定された報告書の例」として、以下のような監査報告書が示されている（12項）（[制度2-4]）。そこでのsubject to opinionは、「記録された資産の金額の回収可能性と分類、

及び負債の金額と分類についての不確実性の結果を知り得ていたならば必要になったであろう」未確定の修正が、当期の「財務諸表に与える」影響を考慮した意見表明である⁵⁾。

[制度2-3] —SAS34, 11項

「(a)存続の前提に反する情報及びあらゆる緩和要因 (mitigating factors) の重大性を検討し, (b)計画, 予想データ, 及び他の適切な事項を経営者と討議し, そして, (c)そのような情報, 要因, 及び計画を評価するために, 監査人が必要, かつ実行可能であると考えられるあらゆる実証性テストを行った後に, 監査人は, その事業体が存在し続ける能力について生じた疑問があっても, 彼の報告書の修正を

5) Meigs et al. (1985, 59) は, SAS34のもとで監査人が要求されているsubject to opinionについて, 次のように記している。

「継続企業の前提に反する証拠を検討し, またあらゆる緩和要因と経営者の計画も検討した後で, 監査人は, クライアントの事業を継続する能力について重大な疑義が残る, と結論づけるかもしれない。もし, 継続企業の状態の喪失の影響 (implications) が財務諸表に対して重大であるならば, 限定が付された監査報告書が適切である。監査人は, 資産が回収できること, 及び資産と負債が適切に分類されていることを条件として(subject to), 彼らの意見を限定すべきである。…」
(傍線筆者)

ここでの「資産が回収できること, 及び資産と負債が適切に分類されていることを条件として」という記述は, [制度2-4] に見られるsubject to opinionの記載例のように, 当期の財務諸表に与える影響には言及していないように見える。しかし, 上記引用では, 「継続企業の状態の喪失の影響が財務諸表に対して重大であるならば」という形で, 限定が付されるところの当期の財務諸表に与える影響が問題にされている記述もある。また, Meigs et al. (1985, 59) が挙げている「継続企業のままであり続けるクライアントの能力についての疑問があるために限定が付された報告書」の設例 (XYZ Companyの監査報告書の設例) に見られるsubject to opinionについては, [制度2-4] のsubject to opinionの記載例と同じ表現 (“*subject to the effects on the financial statements of such adjustments...*” という表現) が用いられている。

以上を踏まえると, 「資産が回収できること, 及び資産と負債が適切に分類されていることを条件として」という上記引用中の記述は一筆者は, その記述中の「subject to」に, 「条件として」という訳を付しているが一, 「資産の回収」という将来に起こる事象, 及び資産が回収できることを前提とした, 当期の財務諸表上の資産と負債の分類に言及していると解釈できる。その解釈のもとでは, Meigs et al. (1985, 59) の上記引用中の記述は, 「当期の財務諸表に与える影響」に言及していることになる。

生じさせるべきではないと結論づけるかもしれない。他方、監査人は、その事業体が存在し続ける能力について重大な疑義が残ると結論づけるかもしれない。そのような場合には、彼は、記録された資産の金額の回収可能性と分類、及び負債の金額と分類を、その疑義の観点から検討すべきである。…」(傍線筆者)

[制度2-4] —SAS34, 12項

「ある事業体が存在し続ける能力についての重要な疑義を理由として、記録された資産の金額の回収可能性と分類、あるいは負債の金額と分類についての不確実性があるために限定された報告書の例は、以下の通りである。

(説明区分)

財務諸表に示されているように、会社は、19X X年12月31日をもって終了する年度中に……ドルの純損失を被り、同日現在、会社の流動負債はその流動資産を……ドル超過し、その総負債はその総資産を……ドル超過した。これらの要因は、他の事項の中でも、脚注Xに示されているように、会社が存在し続けることができないかもしれないことを示している。財務諸表では、会社が存在し続けることができないとすれば必要になるかもしれない記録された資産の金額の回収可能性と分類、あるいは負債の金額と分類に関係しているあらゆる修正がなされていない。

(意見区分)

我々の意見では、前段落で言及した記録された資産の金額の回収可能性と分類、及び負債の金額と分類についての不確実性の結果を知り得ていたならば必要になったであろう修正—もしあれば—の財務諸表に与える影響はあるが (subject to)、上で言及した財務諸表は、前年度と継続した基準に基づいて適用された一般に認められた会計原則に準拠して、19××年12月31日時点のX会社の財政状態、及び同日をもって終了する年度の経営成績、及び財政状態の変動を適正に表示している。」(傍線筆者)

(2) SAS34に見られるsubject to opinionの合理性

問題は、このような意見表明、即ち、subject to opinionの合理性である。まず、前項 ((1)) で示したSAS34, 12項 ([制度2-4]) で想定されている監査人が、①：純損失が発生していることや、②：流動負債が流動資産を超過していること、そして、③：総負債が総資産を超過していることを踏まえ、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断している、と解釈する余地

があるかどうかが問題になる。もし、監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断しているならば、[制度2-4]に見られる「会社が存在し続けることができないとすれば」という想定は、坂柳（2012, 77-81）で指摘したように、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」との監査人の判断を反映していると理解することができる。

しかし、[制度2-4]の監査報告書の記載例では、「会社が存在し続けることができないとすれば」という想定のもとで、当期の財務諸表に与える「資産の金額の回収可能性と分類、あるいは負債の金額と分類に関係している」未確定の影響は問題にされているものの、継続企業を前提として作成された財務諸表について、監査上の除外事項が問題にされているわけではない。このことは、[制度2-4]に見られるsubject to opinionの記載例は、監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断した上で、継続企業を前提として作成された財務諸表に除外事項はないことを想定していることを意味している。[制度2-4]の監査報告書の記載例では、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」との判断する監査人は、考えられていないのである。

そうだとすると、次に問題になるのは、[制度2-4]の監査報告書の記載例中の、「会社が存在し続けることができないとすれば必要になるかもしれない」という記述の必要性である。先に述べた純損失の発生等の事実を踏まえ、監査人は「その事業体が存在し続ける能力について重大な疑義が残る」（[制度2-3]）と結論づけてはいるが、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断している場合には、以下のSAS34, 10項（[制度2-5]）にあるような、「ある事業体が存在し続ける能力について疑問を生じさせる主要な状況」等の開示が十分になされていることが確かめられた上で⁶⁾,

6) 1980年10月に公表された監査基準書第32号（AICPA（1980））の2項には、次のように記されている。

「一般に認められた会計原則に準拠した財務諸表の表現は、重要な事項の十分な開示を含む。これらの事項は、例えば、用いられた用語、与えられた詳細な金額、財務諸表の項目の分類、及び記載された金額の根拠を含め、財務諸表及びそれに付加された脚注の形式、配列、及び内容に関係する。独立の監査人は、彼がその

他の除外事項がなければ、監査人によって無限定適正意見が表明されるはずである⁷⁾。この場合、除外事項がある場合のように、「財務諸表に与える影響」を監査人が監査報告書上で記載する余地はない。また、ここでの無限定適正意見は、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」との監査人の判断を監査報告書に明示しない無限定適正意見⁸⁾である。

【制度2-5】—SAS34, 10項

「監査人は、ある事業体が存在し続ける能力について疑問を生じさせる主要な状況の開示の必要性及び十分性、そのような状況の潜在的な影響、及びそれらの状況の重大性についての経営者の評価、そして、あらゆる緩和要因を検討すべきである。もし開示が必要であり、その疑問を満足いくように解決することが、主に経営者の特定の計画の実現に依存するならば、開示は、その事実とそのような計画を扱うべきである。」(傍線筆者)

このように、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断し、無限定適正意見が表明される場合には、次のことがわかる。それは、①：[制度2-4]の記載例に見られる「会社が存在し続けることができないとすれば必要になるかもしれない」という説明区分の記述、及び②：この記述

時点で気づく状況及び事実に照らして、特定の事項が開示されるべきかどうかを検討する。」(傍線筆者)

ここでは、「一般に認められた会計原則に準拠した財務諸表の表現」が「重要な事項の十分な開示」を含むものと考えられている。また、本文で問題にした「ある事業体の存在し続ける能力について疑問を生じさせる主要な状況」等は、監査人が「その時点で気づく状況及び事実に照らして、特定の事項が開示されるべきかどうかを検討する」際の、「特定の事項」に含めることができる。

7) 「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」との監査人の判断が明示されているわけではないが、八田(1986, 124)は、SAS34で規定されている「限定意見」(subject to opinionのこと—筆者注)を表明することが、「会計情報に影響を及ぼす危険について、その開示の適切さを評価して当該情報の質の保証を行うこと」(同123頁)、あるいは「会計情報の信頼性を保証すること」(同124頁)と比べて、「明らかに異質な監査情報の形成を容認する結果となる」旨を主張している、と解釈できる。

8) 以下の議論においても、本文で述べたような無限定適正意見を想定する。

から導かれる「記録された資産の金額の回収可能性と分類、あるいは負債の金額と分類に関係しているあらゆる修正がなされていない」との記述は必要ない、ということである。

この記述が必要ないのであれば、当期の財務諸表に与える（与えている）「記録された資産の金額の回収可能性と分類、及び負債の金額と分類についての不確実性の結果を知り得ていたならば必要になったであろう」未確定の修正の影響を考慮したsubject to opinionを、監査人の対応として導くことはできない。

〔制度2-4〕は、継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応としてsubject to opinionを例示しているが、そのsubject to opinionの例示に、そもそも合理性がないことがわかる。

前節で述べたように、SAS34で規定されていたsubject to opinionは、1988年4月に公表された監査基準書第59号によって廃止された。論理的に導くことができないsubject to opinionを廃止した監査基準審議会（Auditing Standards Board）の決定は、合理的であったことがわかる⁹⁾。

しかし、次節で示すように、継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応としてsubject to opinionを主張する文献が見られる。そこで次節では、これらの文献の合理性を検討し、subject to opinionが成立する余地があるかどうかを議論する。これによって、継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応を

9) SAS34については、Killough and Koh (1986, 32)において、以下の問題点が指摘されている。SAS34に規定されているsubject to opinionが論理的に導けない旨の本稿の主張は、ここでの問題点の指摘が仮に適切であり、何らかの解決が図られた場合においても、依然として成立する。

「…不幸なことに、それ（SAS34のこと一筆者注）は、ある事業体の継続的な存在についての疑義が生じる時に検討される項目を識別しているだけであり、どのようにそれらの項目（例えば、存続の前提に反する情報及び緩和要因）が検討されるべきかを監査人に示していない。言い換えれば、監査基準書第34号において示唆されている実践的で体系的な方法、手続、あるいはモデルは全くなく、このことが、継続企業であるかどうかの評価を非常に主観的なものにしてている。結果として、同じ一組の存続の前提に反する情報と緩和要因が与えられたら、異なる監査人は、順次、異なる結論につながるかもしれない異なる評価技法を用いそうである。…」

巡って、過去にどのようなことが問題になっていたのかについての読者の理解が深まり、筆者の議論の特徴がよりよく読者に伝わることを期待される。

3. 継続企業の前提が疑わしい場合のsubject to opinionを主張する議論の合理性

(1) subject to opinionが表明される領域についての議論

まず、Pany (1987) は、SAS34で規定されているsubject to opinionを念頭に置いた上で (pp.86-88), pp.87-88で次のように述べている ([文献3-1])。そこでは、「報告の修正」がなされる、即ち、subject to opinionが表明される理由が示されている。

[文献3-1] —Pany (1987, 87-88)

報告の修正. おそらく、最も根本的な継続的な存在の問題は、そのような疑問が報告の修正を生じさせるべきかどうかである。あらゆる修正に反対する議論は、単純に財務諸表が一般に認められた会計原則 (GAAP) に従っていること、そしてそのような状況では報告の修正は必要ない…というものである。このようにして、一般に認められた会計原則は、清算が差し迫っている時に、清算ベースによる評価の使用を求めるだけである。監査人は、清算が差し迫っているかどうかについて、意見を形成しなければならない。もし、監査人がそうであると信じれば、それ（「清算ベースによる評価」のこと—筆者注）を使用していないことは、一般に認められた会計原則からの乖離である。このことは、「except for」の形の限定を生じさせる。清算が差し迫っていると考えられない場合には、歴史的原価を用いた財務諸表が一般に認められた会計原則に従っているので、必要となる報告の修正はない、ということが議論され得る。…

報告の修正を求める議論は、（監査人には、清算が差し迫っているかどうかかわからない (the auditor does not know whether liquidation is imminent) という形で想定された中間領域 (middle ground) が問題になっていることを根拠にしているのかもしれないし、「赤旗 (red flag)」のサービスを提供することに基づいているのかもしれない。このようにして、クライアントの財務諸表が歴史的原価を用いて作成されるべきか、清算価値を用いて作成されるべきかが、監査

人には確かではないので、subject toの形の限定意見の選択肢は、適切だと考えられるかもしれない。この不確実性を理由として、意見の修正が適切である。「赤旗」の議論は、簡単に述べると、脚注開示がそのような状況において投資家に警告を与えるのに不十分であり、それゆえ、監査報告書がその困難な状況 (difficulties) を強調するために修正されるべきである、というものである。…」(傍線筆者)

ここでは、まず次の点が問題になる。それは、「クライアントの財務諸表が歴史的原価を用いて作成されるべきか、清算価値を用いて作成されるべきかが、監査人には確かではないので、subject toの形の限定意見の選択肢は、適切だと考えられるかもしれない」という理由によって、「報告の修正」、即ち、subject to opinion (の表明) が論理的に導けるのか、という点である。

この点を議論するには、まず[文献3-1]の内容を把握しなければならないが、[文献3-1]の記述を踏まえると、財務諸表が「歴史的原価を用いて作成されるべき」¹⁰⁾と監査人に判断されるのは、「清算が差し迫っていると考えられない場合」であり、財務諸表が「清算価値を用いて作成されるべき」と監査人に判断されるのは、「清算が差し迫っている」場合である、と考えられていることがわかる¹¹⁾。監査人にとって「清算が差し迫っていると考えられない場合」には、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況が考えられる¹²⁾。また、監査人にとって「清算が差し迫っている場合」

10) もちろん、継続企業を前提として財務諸表を作成する際に、採用され得るのは、「歴史的原価」だけではない。[文献3-1]に見られる「歴史的原価」は、清算が差し迫っている場合に、財務諸表作成上採用される「清算価値」と対比されるものとして挙げられているに過ぎない、と考えられる。

11) 「清算ベース (liquidation basis)」の内容については、例えば、AISG (1975) の48項を参照。

12) ここで、「[継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である]と監査人が判断する状況が考えられる」という言い方をしたのは、監査人にとって「清算が差し迫っていると考えられない場合」であっても、監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断する場合が考えられるからである。坂柳 (2012, 74-77) は、このような場合に、継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応として、意見差控 (意見不表明) が導かれることを主張している。

には、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断することになる。

このように、財務諸表を歴史的原価を用いて作成すべきか、あるいは清算価値を用いて作成すべきかについての判断は、監査人にとって「清算が差し迫っている」場合かどうかの判断に帰着し、さらにその判断は、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるか、それとも適切でないか」についての監査人の判断に帰着することがわかる。そうすると、[文献3-1]に見られた「クライアントの財務諸表が歴史的原価を用いて作成されるべきか、清算価値を用いて作成されるべきかが、監査人には確かではない」状況は、清算が差し迫っているかどうか、という点から見れば、[文献3-1]にあるように、「監査人には、清算が差し迫っているかどうかはわからない」状況ということになる。そして、「監査人には、清算が差し迫っているかどうかはわからない」状況は、継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切かどうかという点から見れば、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるか、それとも適切でないか」が、「監査人には確かではない」状況を示していることになる。

ここで問題になるのは、継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうかは監査人にとって確かではない（わからない）状況のまま、監査人の対応が特定のもの（例えば、subject to opinionや無限定適正意見）に決まるのか、という点である。監査人の対応は、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるか、それとも適切でないか」についての監査人の判断が1つに決まっていなと決定できない旨の批判がなされたら、[文献3-1]に見られる、「クライアントの財務諸表が歴史的原価を用いて作成されるべきか、清算価値を用いて作成されるべきかが、監査人には確かではないので、subject toの形の限定意見の選択肢は、適切だと考えられるかもしれない」との主張は、成立しないことになる。

この主張が成立するためには、「監査人には、清算が差し迫っているかどうかはわからない」状況、あるいは「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるか、それとも適切でないか」が監査人にとって確かではない（わから

ない) 状況で、なぜSAS34で規定されているsubject to opinion以外の監査人の対応一例えば、無限定適正意見や意見差控一が排除されるのかが論証される必要がある。この点が論証できていないことが、[文献3-1]で示されている主張の1つ目の問題点である。

この点が論証できないのであれば、本稿のように、継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応を決めるためには、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるか、それとも適切でないか」の判断が、監査人にとって確かではない状況を考えるのではなく、その判断が監査人によって行われている、と考える必要がある。

もっとも、SAS34で監査人に求められていたsubject to opinion ([制度2-4]の記載例に見られるsubject to opinion) については、前節の(2)において、監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断した上で、継続企業を前提として作成された財務諸表に除外事項がないことが[制度2-4]で想定されている旨の解釈を示した。この点を踏まえると、subject to opinionが表明される状況を説明する際に、[文献3-1]に見られる「監査人には、清算が差し迫っているかどうか分からない」状況を示すのはそもそも不適切であることがわかる。SAS34で想定されているのは、[文献3-1]の表現を用いれば、監査人にとって「清算が差し迫っていると考えられない場合」である。

つまり、[文献3-1]は、監査人にとって、①:「清算が差し迫っていると考えられない場合」と、②:「清算が差し迫っている」場合の間の、③:「清算が差し迫っているかどうか分からない」状況(「中間領域」)を、あたかも想定できるかのように考え、その状況においてsubject to opinionが表明されるかのような説明をしていることがわかる¹³⁾。この点が、[文献3-1]で示されている

13) Arens and Loebbecke (1984, 50) は、SAS34に言及した上で、「会社の継続企業として事業を継続する能力に疑問の余地がある、個別的なものは言いにくい (less specific) 状況」を問題にし、「会社の事業を継続する能力についての不確実性」もたらず要因として、「繰り返し発生している重大な営業損失、あるいは運転資本の不足」等を挙げ、次のように記している (pp.50-51)。

「個別的な、又は全体的な不確実性が存在する時に出す意見の適切なタイプは、

主張の2つ目の問題点である。

(2) 警告手段としてのsubject to opinionを主張する議論

他方、[文献3-1]では、「赤旗」の議論についても言及されていた。そこでの「赤旗」の議論によって、「報告の修正」、即ち、subject to opinionを導こうとする主張の内容は、継続企業の前提が疑わしい状況において、「脚注開示がそのような状況において投資家に警告を与えるのに不十分であり、それゆえ、監査報告書がその困難な状況を強調するために修正されるべきである」というものである。

また、脚注開示との関係は明示されていないが、SAS34によって監査人に要求されるsubject to opinionの特徴について、Goldwasser (1988,62)は、次のように記している([文献3-2])。そこでは、「資産の記録された金額が、会社が存在し続けるとすれば必要になるかもしれないあらゆる修正がなされていないことを読者に警告する」手段として、subject to opinionが考えられていることがわかる。

問題になっている項目の重要性に依存する。もし、その不確実性が重要でなければ、無限定意見が適切である。限定意見は、「subject to」の形の限定を用いて、財務諸表が全体として重要な不確実性によって不明瞭なものにはなっていない (not overshadowed) という、それら (不確実性のこと—筆者注) の中間領域 (middle-ground) の状況において出されるべきである。その不確実性の潜在的な影響があまりに浸透して、事後的に生じる不利な帰結が財務諸表に劇的な変化を要求するであろう時には、監査会社は意見差控を出すかもしれないが、もし限定意見が出され、その不確実性が脚注で十分に説明されれば、そうすることは要求されない。…」(傍線筆者)

ここでも、subject to opinionが表明される状況として、「中間領域」が想定されている。しかし、財務諸表が全体として重要な不確実性によって不明瞭なものになるかどうかという点を、当期の財務諸表が受けている未確定の「潜在的な影響」を監査人がどのように考慮するのか、という問題に還元して理解するにしても、「財務諸表が全体として重要な不確実性によって不明瞭なものにはなっていない」状況で、また、「その不確実性が脚注で十分に説明され」ている状況で、なぜ無限定適正意見の表明が排除されるのかについては、やはり明らかではない。上記引用中においても、「中間領域」として、あたかもsubject to opinionが表明される状況が存在するような説明がなされていることがわかる。

【文献3-2】—Goldwasser (1988,62)

「監査基準書第34号のもとでは、継続企業の前提が問題になる場合の限定 (going concern qualification) は、とりわけ、その会社の継続的な存在が疑わしいかもしれないので、資産の記録された金額が、会社が存在し続けないとすれば必要になるかもしれないあらゆる修正がなされていないことを読者に警告する (warn) ために考案された。…」(傍線筆者)

最初に、[文献3-1]に見られる「脚注開示がそのような状況において投資家に警告を与えるのに不十分であり、…修正されるべきである」との主張の合理性について考察する。まず問題になるのは、ここでの「脚注開示がそのような状況において投資家に警告を与えるのに不十分であり」との記述について、他の除外事項がなく、仮に「投資家に警告を与えるのに不十分」な状況があったとして、その状況でなぜsubject to opinionが表明され、その他の監査人の対応が排除されるのだろうか。この点が、明らかでないのである。無限定適正意見とsubject to opinionとの対比を問題にすれば、「脚注開示」が「投資家に警告を与えるのに不十分」だとして、そのことによって、無限定適正意見の表明が排除されるのだろうか。この点も、明らかではない。「脚注開示がそのような状況において投資家に警告を与えるのに不十分」である点に注目した「「赤旗」の議論」は、SAS34のもとで監査人に要求されるsubject to opinionを与件とした説明の可能性がある。本稿で問題にしているのは、subject to opinionそのものの合理性である。

次に、[文献3-2]に見られる主張の合理性であるが、そこでの「会社が存在し続けないとすれば必要になるかもしれないあらゆる修正がなされていない」との記述に見られる、「当期の財務諸表が未確定の影響を受けている」ことを示す内容は、前節の(1)で示した[制度2-4]のsubject to opinionの記載例にも見られる。監査報告書上のこの内容を指して、読者に対する「警告」と解釈することはできるが、本稿では、このような「当期の財務諸表が未確定の影響を受けている」という内容を監査人が記載すること—監査報告書全体について言

えば, subject to opinionを監査人が表明すること—そのものの合理性を問うている。

前節の(2)では, 監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断する場合の対応として, 無限定適正意見が導かれる旨を示したが, その場合には, [制度2-4] の記載例に見られる「会社が存在し続けることができないとすれば必要になるかもしれない」という説明区分の記述が必要ない旨を示した。そうであれば, [文献3-2] において「警告」の内容を持つとされる, 「会社が存在し続けられないとすれば必要になるかもしれないあらゆる修正がなされていない」との記述自体も, そもそも必要ないことになる。[文献3-2] に見られる主張も, subject to opinionを与件とした説明の可能性がある。

(3) 永見 (2011) の議論

他方, 永見 (2011) は, subject to opinionを「条件付監査意見」と訳した上で, 次のように記している ([文献3-3])。以下では, この [文献3-3] の主張の合理性を検討する。それによって, [文献3-3] に見られる「ゴーイング・コンサーン問題を対象とした条件付監査意見」が, 継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応の選択肢になり得るかどうかが決まってくる。

[文献3-3] 一永見 (2011, 186)

「もちろん, 企業がゴーイング・コンサーン問題に直面していても, その企業の財務諸表に対する監査は, 健全な財務状態にある企業の財務諸表に対する監査と同様に, 監査基準に準拠した十分な証拠活動が実施されている。したがって, いずれの財務諸表も, 会計基準に準拠して適正に表示されていることに違いはない。しかしながら, 前者の財務諸表には, 監査人が受け入れていた「継続企業の公準」に重大な疑義をもたらしている。すなわち, ゴーイング・コンサーン問題を対象とした条件付監査意見において, 「ゴーイング・コンサーン問題の帰結が財務諸表に影響を及ぼす可能性があること」を条件付けることは, まさに後件に位置づけられる財務諸表の適正性に対する信憑度への影響を表しているものである。条件付監査意見は, 「企業が破綻するという状況に陥った場合には (UNDESIRABLE),

財務諸表は大幅に修正されることとなり、この財務諸表は利用者の意思決定に有用な情報を提供するものではなくなる(UNDESIRABLE)」というメッセージを、財務諸表の信頼性の保証という枠組みにおいて伝達しているものと理解されよう。」(傍線筆者)

(3)ー1 財務諸表の「修正」の合理性

まず、ここでの「UNDESIRABLE」であるが、これは、永見(2011)が「条件付監査意見」を解釈する(理解する)ために参照している、「前件が実現すれば、後件が実現する」という相互依存関係が自然言語一般において存在する¹⁴⁾ことを説明する「Desirability仮説」¹⁵⁾の解釈の対象になる「望ましくないこと(UNDESIRABLE)」¹⁶⁾である、と推察される。問題は、永見(2011)が参照する「Desirability仮説」による解釈の対象になっている「条件付監査意見」の「メッセージ」の内容が、そもそも意味のある形で成立するのか、という点である。この点を以下で検討する。

[文献3-3]では、「条件付監査意見」について、「企業が破綻するという状況に陥った場合には…財務諸表は大幅に修正されることとなり、この財務諸表は利用者の意思決定に有用な情報を提供するものではなくなる」というメッセージの内容が考えられている。ここでの「財務諸表」とは、[文献3-3]で問題になっている「条件付監査意見」が表明される場所の「当期の財務諸表」であると推察される。また、[文献3-3]に見られる「修正」という言葉の意味を、「何かの基準に照らして、正しい状態ではないもの(こと)を正しい状態にする」と理解し¹⁷⁾、「企業が破綻する」時点として、当期の監査報告書上で

14) 永見(2011, 171)を参照。

15) 詳細については、永見(2011, 167-171)を参照。

16) 永見(2011, 170)を参照。

17) 前節の(1)で示した[制度2-4]のsubject to opinionの記載例の「記録された資産の金額の回収可能性と分類、及び負債の金額と分類についての不確実性の結果を知り得ていたならば必要になったであろう修正」(傍線筆者)に見られる「修正」について言うと、ここで問題になっている「資産の金額の回収可能性と分類、及び負債の金額と分類についての不確実性の結果」を当期の財務諸表の作成段階で「知り得ていた」とした場合の(正しい)財務諸表に、実際に作成された財務諸

監査人がその対応を記載した後の将来の時点を考えて、そうした将来の時点で実際に企業が「破綻」した場合に、財務諸表が「大幅に修正される」場合があるとしたら、それは、将来時点から見て当期の財務諸表を遡及的に修正する場合である。即ち、[文献3-3]に見られる「企業が破綻するという状況に陥った場合には…財務諸表は大幅に修正されることとなり」との主張は、一永見教授がどれほど意識しているかは別にして一その記述を分析する限り、「当期の財務諸表が（企業破綻が生じる）将来に遡及的に修正される（可能性がある）」ことを問題にしていることがわかる¹⁸⁾。

こうした「財務諸表の遡及修正」について言うと、当期の財務諸表に重要な虚偽表示があり、将来時点から見た過年度の虚偽表示を遡及的に正しいものにするという意味で「修正」することは、理解できる。このような「修正」について、まず、大和工業株式会社（以下、「大和工業」とする）の1967年10月期の監査報告書を見てみよう（[事例3-1]）¹⁹⁾。

【事例3-1】 一大和工業の1967年（10月期）監査報告書

「監査の結果、会社の採用する会計処理の原則及び手続は、下記事項を除き、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準にしたがって継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は財務諸表規則（大蔵省令）の定めるところに準拠しているものと認められた。

記

支払利息及び割引料のうち8,257千円は次期の費用として処理すべきもので

表を合わせる（調整する）ことが問題になっているので、ここでの「修正」は、本文で述べた意味の「修正」である。もちろん、実際には、「資産の金額の回収可能性と分類、及び負債の金額と分類についての不確実性の結果」を経営者は知り得ていないので、当期の財務諸表は、その意味で「未確定の影響」を受けているわけである。

18) 本文の議論を踏まえると、「ゴーイング・コンサーン問題は、企業破綻に伴う大幅なそして多岐にわたる財務数値の修正の可能性をもたらしめている」との主張（永見（2011, 185））についても、「当期の財務諸表が（企業破綻が生じる）将来に遡及的に修正される（可能性がある）」ことを問題にしていると言える。

19) 本稿で示す監査報告書の事例については、議論に必要な部分のみを示す。

ある。従つて同額だけ支払利息及び割引料は過大に、前払費用及び当期純利益は過少に表示されている。

以上を総合して上記事項はあるが、私共は、上記の財務諸表が、大和工業株式会社の昭和42年10月31日現在の財政状態及び同日をもつて終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。」(傍線筆者)

ここでは、「支払利息及び割引料」の「過大」表示、及び「前払費用及び当期純利益」の「過少」表示が問題になっている。大和工業の1967年10月期の『有価証券報告書総覧』中の「損益及び剰余金結合計算書」(15～16頁)の「支払利息及び割引料」には、66,766千円が計上されており、「当期純利益」には、127,890千円が計上されている。また、「貸借対照表」(13～14頁)の「前払費用」には、24,874千円が計上されている。

[事例3-1]によると、「支払利息及び割引料」のうちの「8,257千円」は、大和工業の監査人：「福田憲弥、丸茂 修」によって、「次期の費用として処理すべきもの」とされた。大和工業の1967年10月期の「損益及び剰余金結合計算書」上の「支払利息及び割引料」は、監査人にとって「下記事項を除き」という形で示される除外事項であったことがわかる。その結果、監査人には、「前払費用及び当期純利益」も過少に計上されている、と判断された。

続いて、大和工業の1968年4月期の監査報告書を見てみよう([事例3-2])。そこでは、「(附記事項)」が記載されており、[事例3-1]で問題になっていた「前払費用(支払利息及び割引料の未經過分)の過少計上額8,257千円」が、「当期の損益及び剰余金結合計算書の繰越利益剰余金増加高(前期損益修正)に計上し修正されている」との記載が見られる。

[事例3-2] 一大和工業の1968年(4月期)監査報告書

「監査の結果、会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準にしたがつて継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は財務諸表規則(大蔵省令)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よつて、私共は、上記の財務諸表が、大和工業株式会社の昭和43年4月30日現在の財政状態及び同日をもつて終了する事業年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

(附記事項)

前期の監査報告書において指摘した、前払費用（支払利息及び割引料の未経過分）の過少計上額8,257千円は、当期の損益及び剰余金結合計算書の繰越利益剰余金増加高（前期損益修正）に計上し修正されているので、当期純利益には影響を与えていない。私共はこの処理を妥当なものと認めた。」（傍線筆者）

「(附記事項)」中の記載とはいえ、監査人：「福田憲弥、丸茂 修」は、「私共はこの処理を妥当なものと認めた」と記載し、前期（1967年10月期）に過少計上されていた前払費用（支払利息及び割引料の未経過分）8,257千円についての「損益及び剰余金結合計算書」上での処理、即ち、「前期損益修正」として繰越利益剰余金を増加させる大和工業の処理を除外事項にしなかった。結果として、監査意見としては、無限定適正意見が表明されている。

このように、[事例3-2]を見ると、支払利息及び割引料の過大表示、及び前払費用と当期純利益の過少表示がなされていた大和工業の1967年10月期の財務諸表は、1968年4月期の財務諸表（損益及び剰余金結合計算書）上で、繰越利益剰余金の増加という形で「修正」されていることがわかる²⁰⁾。しかし、[文献3-3]でも「会計基準に準拠して適正に表示されている」財務諸表が問題になっているように、「重要な虚偽表示がないところの」継続企業を前提にして作成された当期の財務諸表は、将来の時点で、損失が発生する（又は発生しない）、新たな資金を調達できる（又は調達できない）、資産を売却できる（又は売却できない）、企業が破綻する（又は破綻しない）、といった、契約に基づく取引の結果や経済事象の結果による金額的な影響を大なり小なり受ける²¹⁾ことは

20) 過去の財務諸表における「誤謬」について、企業会計基準委員会（2009）、21項では、「修正再表示」が求められている。

21) 当期の財務諸表が、本文で述べたように、将来に金額的な影響を受けることを指して、財務諸表の「修正」と言う必要はない。また、本稿の脚注13で引用したArens and Loebbecke（1984, 50-51）には、「事後的に生じる不利な帰結が財務諸表に劇的な変化を要求するであろう」（傍線筆者）との記述が見られるが、記述中

あっても、こうした影響は、将来のその期の財務諸表に反映させればよいはずである。

筆者は、この考え方が不合理であることを論証できないし、そのような影響が反映された将来時点の財務諸表と当期の財務諸表を比較して、重要な虚偽表示がない当期の財務諸表が修正されるという考え方も、理解できない²²⁾。読者の方は、以上の点について、どのように考えるだろうか。

重要な虚偽表示がない当期の財務諸表が遡及修正される、という考え方を否定しているという意味で、契約に基づく取引の結果や経済事象の結果を将来のその期の財務諸表に反映させる考え方と整合する主張は、以下のLandsittel (1987, 84) にも見られる。そこでは、次のように記されている ([文献3-4])。

[文献3-4] —Landsittel (1987, 84)

「subject to」という語句は、財務諸表に変更を生じさせ得る状況が存在することも、後の日に再表示される (restated) 必要があり得る状況が存在することも意味しない。(主に財務会計基準審議会基準書第16号における) 一般に認められた会計原則は、重大な不確実性及び偶発事象の決着は—その不確実性又は偶発事象を引き起こしている状況が最初に生じたどこの過去の期間の再表示によるのではなく、それらが解決された期に会計処理されるべきであることを要求する。

の「不利な帰結」は将来に生じるので、ここでの「変化」とは、当期の財務諸表と「不利な帰結」の影響が反映される将来時点の財務諸表の間で、(劇的な)違いが生じることを指している、と理解できる。そうした「変化」を「当期の財務諸表が将来に遡及的に修正されること」と読み取る必要もない。

22) なお、前節の(1)で述べたように、[制度2-4]に見られるsubject to opinionの記載例については、「記録された資産の金額の回収可能性と分類、及び負債の金額と分類についての不確実性の結果を知り得ていたならば必要になったであろう」未確定の修正が、当期の財務諸表に与える影響を問題にしていると理解できた。この点を踏まえると、このsubject to opinionの記載例は、「当期の財務諸表が未確定の影響を受けている」ことを示しているだけであり、当期の財務諸表が将来に遡及的に修正される(可能性がある)ことは問題にされていないことがわかる。[文献3-3]で言及されている「条件付監査意見」と、[制度2-4]の記載例に見られるsubject to opinionは、この意味で異なっている。この点に注目して、本稿では、本節の(1)~(2)ではなく、それとは別の(3)において、[文献3-3]に見られる「条件付監査意見」の「メッセージ」の内容についての分析を行っている。

不幸なことに、多くの財務諸表利用者がこれらの点を誤解していることをかなりの証拠が示している。

subject-toの形の監査意見が表明される対象となる期間の財務諸表について、正しくないものは何もなく、その財務諸表に関して、将来に再表示される見込みがあるものも何もないのであるが、意見に対して限定を付すものとしての現在のsubject-toの用語の構造は、そうではない意味を含み得る。（傍線筆者）

この〔文献3-4〕では、問題になっている「不確実性又は偶発事象」²³⁾が「解決された期に会計処理されるべきであることを要求」している「財務会計基準審議会基準書第16号」（FASB（1977））が参照され、(1)：「「subject to」という語句は、財務諸表に変更を生じさせ得る状況が存在することも、後の日に再表示される必要があり得る状況が存在することも意味しない」との主張や、(2)：「subject-toの形の監査意見が表明される対象となる期間の財務諸表について、正しくないものは何もなく、その財務諸表に関して、将来に再表示される見込みがあるものも何もない」との主張がなされている。〔文献3-4〕では、当期の財務諸表が、「再表示」という意味で修正されることが否定されていることがわかる。

もちろん、こうした本稿の主張に対しては、〔文献3-3〕にあるような「企業が破綻する」という事態が、〔文献3-4〕で明示的に考えられているわけではないので、〔文献3-4〕に見られる主張を援用して、〔文献3-3〕中の「企業が破綻するという状況に陥った場合には…財務諸表は大幅に修正されることとなり」との主張を覆すことはできない旨の反論がなされるかもしれない。しかし、もしそうした反論を行う論者がいれば、その論者は、「企業が破綻する」という経済事象の影響を将来時点の財務諸表に反映させるという考え方が成立しない理由を論証する必要が出てくる。少なくとも〔文献3-3〕では、この理由が論証されていない。

23) 「偶発事象」については、FASB（1975）の1項を参照。この内容は、坂柳（2010、26）の脚注4で示されている。

そうであれば、「当期の財務諸表が（企業破綻が生じる）将来に遡及的に修正される（可能性がある）」という考え方が成立しないことになり²⁴⁾、結果として、[文献3-3]に見られる「企業が破綻するという状況に陥った場合には…財務諸表は大幅に修正されることとなり、この財務諸表は利用者の意思決定に有用な情報を提供するものではなくなる」との「条件付監査意見」の「メッセージ」の内容も、意味のあるものとしては成立しないことになる。

ここまでの検討を踏まえると、[文献3-3]に見られる主張を理解するためには、以下の点が明らかにされる必要がある。それは、「条件付監査意見」が伝達する内容として、重要な虚偽表示がない当期の財務諸表が、「企業の破綻」という将来に発生する事象によって（大幅に）修正される旨を主張する場合に、①：そこでの「修正」の意味が、本稿で考えられているような、「何かの基準に照らして、正しい状態ではないもの（こと）を正しい状態にする」という内容を含むのか²⁵⁾、そして、②：本稿で述べたように、「修正」を行わないという考え方もあるのに、なぜその考え方を排除するのか、の2つである。

24) 永見（2011, 153）は、次のように述べている。

「情報リスクは、このように、さまざまな形で財務諸表の数値が歪められている可能性を対象とする。しかし、財務諸表において偏向、隠蔽あるいは誤った数値や説明が検出されることによって、重要な金額が修正されることを考えれば、情報リスクは、将来において財務諸表上の数値が大幅に修正される可能性、と置き換えることも可能であろう。…」（傍線筆者）

本文で述べたように、重要な虚偽表示がない財務諸表についての遡及修正の考え方が合理的ではない以上、上記引用に見られる「財務諸表上の数値が大幅に修正される可能性」を想定することができないので、「情報リスク」が「さまざまな形で財務諸表の数値が歪められている可能性を対象とする」ことには同意できても、「財務諸表上の数値が大幅に修正される可能性」と「置き換える」ことはできないことになる。そうすると、永見（2011, 193）に見られる、「監査人は、企業破綻を対象とする「ビジネス・リスク」を評価することを通じて、企業破綻に伴う財務諸表数値の大幅な修正の可能性をもたらす、という意味での「情報リスク」を認識する。…」との主張も成立しないことになる。

25) [文献3-3]に見られる「修正」が仮に行われるとして、それが具体的にどのような形で行われるのか、という問題もある。

(3)ー2 継続企業の前提が疑わしい場合の無限定適正意見

それでは、以上の議論で見てきたように、「条件付監査意見」（のメッセージの内容）が成立しないとしたら、[文献3-3]に示されている状況において、監査人の対応はどうなるのだろうか。[文献3-3]では、「監査人が受け入れていた「継続企業の公準」に重大な疑義をもたらしている」状況が示されているが、この状況における監査人は、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうか」について、どのように判断しているのだろうか。この点が、まず問題になる。

[文献3-3]中の「ゴーイング・コンサーン問題」に直面している企業の財務諸表も、「健全な財務状態にある企業の財務諸表」も、「いずれの財務諸表も、会計基準に準拠して適正に表示されていることに違いはない」旨の記述から判断すると、[文献3-3]で想定されている監査人にとっては、「ゴーイング・コンサーン問題」に直面している企業の財務諸表の監査において、継続企業を前提に作成された財務諸表項目について、監査上の除外事項はない、と考えられていることがわかる。そうすると、前節の(2)において、SAS34のもとで要求されているsubject to opinionの合理性を検討した際に用いた議論を、ここでも用いることができる。即ち、[文献3-3]に見られるような、「監査人が受け入れていた「継続企業の公準」に重大な疑義をもたらしている」状況であっても、監査上の除外事項はないのであるから、SAS34、12項（[制度2-4]）に見られたsubject to opinionの記載例においてそうであったように、[文献3-3]においては、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断する監査人が想定されている、ということになる²⁶⁾。

「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断して

26) 「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断している監査人が想定されているのであれば、その想定が、[文献3-3]に見られるような「企業が破綻するという状況に陥った場合」を監査人が問題にする、という想定と整合するのかが問題になる。本稿の議論の枠組みでは、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断しているのであれば、そこでの監査人は、「企業が破綻するという状況に陥った場合」を問題にする余地はない。

いるのであれば、「監査人が受け入れていた「継続企業の公準」に重大な疑義をもたらしている」状況ではあっても、その場合の監査人の対応は、本稿のここまでの議論では、他の除外事項がなく、継続企業の前提を疑わしいものになっている状況（要因）や、緩和要因や経営者の経営計画を含め、問題になっているその状況に関連する内容が十分に開示されていることを監査人が確かめた上で表明される「無限定適正意見」になる。この主張は、「ゴーイング・コンサーン問題」に直面している企業の財務諸表も、「健全な財務状態にある企業の財務諸表」も、「いずれの財務諸表も、会計基準に準拠して適正に表示されていることに違いはない」旨の〔文献3-3〕の記述と、整合している。

筆者は、日本公認会計士協会（2011c）（監査基準委員会報告書705）のA21項に、「監査人が限定意見を表明する場合、意見区分において「前述の説明はあるが」や「を条件として」等の文言を使用するのは適切ではない。これは、これらの表現は十分に明瞭でない又は説得力がないためである。」（傍線筆者）という規定²⁷⁾があることを理由に、永見（2011）が提唱する「条件付監査意見」に反対しているわけではない。そうではなく、筆者は、〔文献3-3〕の内容を分析した結果、「企業が破綻するという状況に陥った場合には…財務諸表は大幅に修正されることとなり」との主張（「財務諸表の将来の遡及修正」が読み取れる主張）が成立しない以上、その主張をメッセージの内容に含む、〔文献3-3〕に見られる「条件付監査意見」が成立することを論証できないので、「ゴーイング・コンサーン問題を対象とした条件付監査意見」に反対している。

以上、前節と本節の考察によると、継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応として考えられるのは、これまでに述べてきた理由で、「無限定適正意見」

27) この規定については、なぜ「前述の説明はあるが」や「を条件として」等の文言を用いた表現が「十分に明瞭でない又は説得力がない」のかが問題になる。どのような文言を使用するにせよ、何かの監査意見を表明する時点で、監査人が直面している状況を監査報告書の読者（企業の利害関係者）に明確に伝えるのであれば、「前述の説明はあるが」や「を条件として」等の文言も排除されないはずである。同様の指摘は、ISA 705, A22項（IFAC（2012b, 697））に見られる“with the foregoing explanation”や“subject to”についても当てはまる。

のみであった。①：SAS34で求められていたsubject to opinionについても（前節の(2)を参照），②：SAS34で求められていたsubject to opinionを主張する議論についても（本節の(1)～(2)を参照），そして，③：[文献3-3]に見られた「ゴーイング・コンサーン問題を対象とした条件付監査意見」についても（本節の(3)-1を参照），筆者の議論の枠組みでは，それらの主張を支持する根拠を見出すことができなかった。

それでは，継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応について，「意見表明」として考えられるのは，上で述べたような「無限定適正意見」だけなのだろうか。次節では，この問題を考察する。この考察によって，監査人にとって，「無限定適正意見」以外の対応が可能になるかどうかが決まってくる。

4. 継続企業の前提が疑わしい場合の無限定適正意見以外の意見表明— 経営者の見積もりの合理性が判断できない状況に注目して

本節では，継続企業の前提が疑わしい場合に，「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断している状況で，無限定適正意見以外の意見を監査人が表明する余地はあるのか，という問題を考察する。その際，以下のOxford First Corp.（以下，「Oxford社」とする）の1974年Annual Report中の監査報告書（[事例4-1]）²⁸⁾が参考になる²⁹⁾。

28) この監査報告書の事例は，LexisNexis Academicより様々な検索用語を用いて試行錯誤しながら入手した。

29) このOxford社の1974年監査報告書は，SAS34が公表された1981年以前に出されたが，当時の監査基準書第2号（以下，「SAS2」とする）（AICPA（1974）），23項には，次のように記されていた。

「財務諸表への考えられる影響が個別的に把握でき（isolated），それゆえ容易に理解できる。特定の事項に関する不確実性があるかもしれない。その例は，繰延原価の回収可能性，あるいは法人税の修正又は訴訟を理由として，重要な金額が回収できる，あるいは重要な金額の支払いが生じる見込み，である。また，複合的な不確実性，即ち，考えられる影響が複雑で，結果として財務諸表に与える影響を読者が評価するのが難しい不確実性があるかもしれない。後者の種類の不確実性の存在を示している状況の例は，繰り返し発生している営業損失，深刻な運

〔事例4-1〕—Oxford社の1974年監査報告書

「上に挙げた財務諸表は、ゴーイング・コンサーンベースに基づいて作成されており、通常の事業過程以外での処分が行われる場合に必要とされ得る（現時点では決定できない）資産の簿価のあらゆる下向きの修正を反映していない。脚注6に示されているように、会社（Oxford社のこと—筆者注）及びその金融子会社は、その金融子会社への貸手の代理人と、債務を再編するための契約を結んだ。その契約は、1975年7月15日までに、全てのそのような貸手が署名者になることを要求している。この契約の完了までの間の1975年4月30日時点で、実質的に全てのその金融子会社の貸付金と優先株式についての契約のもとで、債務不履行が継続的な事象として起こり、そのうちのいくつかは、訴訟を生じさせた。加えて、脚注2に示されているように、会社は、その不動産子会社の不動産用土地開発事業を継続しない計画を採用した。経営者は、計画された2年間の処分期間中の維持及び運営費だけでなく、不動産及び関連資産への（見積もり実現可能価額に修正された）投資額を会社が回収すると見積もっている。これらの見積もりは、現時点及び今後2年間続く見込みの市場状況を考慮している、発生可能性の高い（probable）実現価額についての判断に基づいている。そのような見積もりは、

転資本の不足、継続した事業活動のために十分な資金を調達することができないこと、そして貸付契約の条件を満たすことができないこと、である。いくつかの状況では、どちらの種類の区分に入る事項の不利な結果も、その事業体の継続的な存在を脅かし得る。いずれにしても、財務諸表に与える事項の影響が重要になり得るならば、それらの性質とそれらの考えられる影響が、財務諸表に開示されるべきである。」（傍線筆者）

このように、上記のSAS2、23項では、「繰り返し発生している営業損失」等の「その事業体の継続的な存在を脅かし得る」状況が示されていることがわかる。そのような状況において、SAS2、23項の脚注6では、「監査人は、記録された資産の金額の回収可能性と分類、及び負債の金額と分類に関心がある」とされていた。

しかし、第2節の(1)で示した〔制度2-4〕に見られるような、「記録された資産の金額の回収可能性と分類、あるいは負債の金額と分類についての不確実性があるために限定された報告書の例」は、SAS2では示されていなかった。当時のSAS2では、上記引用中の表現を用いれば、「財務諸表への考えられる影響が個別的に把握でき、それゆえ容易に理解できる、特定の事項に関する不確実性」を想定した監査報告書の記載例しか示されていなかったのである（SAS2、39項（坂柳（2010、25-26）を参照））。

なお、SAS2、50項には、SAS2が「1974年12月31日、又はそれより後に終了する期間の財務諸表について出される報告書に関して発効する」旨が記されている。Oxford社の1974年Annual Reportによると、1974年度の決算日は1974年12月31日なので、SAS2、50項に従うと、1974年度の連結財務諸表についての監査報告書の作成、公表には、SAS2が適用されることになる。

監査手続によって確かなものとされたわけではなく、実際の実現される金額は、見積もられた金額より小さいかもしれないし、大きいかもしれない。それゆえ、事業の継続は、(1)金融子会社への貸手との債務を再編するための契約の完了、(2)全ての貸手との間で、十分な資金調達を行うための契約の維持、(3)処分期間中の維持及び運営費だけでなく、不動産子会社の不動産及び関連資産への投資額の回収、そして(4)収益性のある事業の遂行に依存している。あらゆるこれらの環境が事業の継続性を妨げることがあるとすれば、資産の実現及び負債の満期の順位は、不利な形で影響を受けるかもしれない。…

我々の意見では、前段落に示した事項の影響を受けているが (subject to)、上に挙げた財務諸表は、…前年度と継続した基準に基づいて適用された一般に認められた会計原則に準拠して、1974年12月31日時点のOxford First Corp.及び子会社の連結上の財政状態、及び同日をもって終了する年度の連結上の経営成績及び連結上の財政状態の変動を適正に表示している。」(傍線筆者)

まず、[事例4-1]によると、同社の「事業の継続」は、「処分期間中の維持及び運営費だけでなく、不動産子会社の不動産及び関連資産への投資額の回収」を含めた、(1)~(4)の4つの点に依存していたことがわかる。また、[事例4-1]では、省略した部分も含めて、監査上の除外事項は見られなかった。そうであれば、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断した上で、そこでの監査人は「無限定適正意見」を表明できたはずである。

しかし、実際の監査人の対応は、「前段落に示した事項の影響を受けているが」という記述から始まる意見表明 (subject to opinion) であった。この意見表明について、本稿で注目するのは、「見積もり実現可能価額」によって計上された「不動産子会社の不動産及び関連資産への投資額」が、「監査手続によって確かなものとされたわけではなく、実際の実現される金額は、見積もられた金額より小さいかもしれないし、大きいかもしれない」と監査人が判断していた、という点である。

このような、経営者が行った見積もりが正しいかどうか (合理的であるかどうか) が監査人に判断できない状況は、坂柳 (2010) が提示したところの「タイプBの未確定事項」である。詳しくは坂柳 (2010) を参照して頂きたいが、「タイプBの未確定事項」は、監査範囲の制限がなくとも、経営者と共有して

いるところの、過去からその対応決定時点までに監査人が入手した情報が十分ではなく、監査人には複数の見積もり数値が計算できる場合に生じる。

この場合、経営者が認識した見積もり数値（例えば、 e_1 とする）に対して、監査人には複数の見積もり数値（ e_1 と e_2 ）が監査の過程で計算できるために、経営者の見積もり数値 e_1 と、監査人に計算できた見積もり数値 e_1 が一致しているという意味では、経営者の見積もり数値は合理的であるが、経営者の見積もり数値 e_1 と、監査人に計算できた e_2 一致していないという意味では、経営者の見積もり数値は合理的ではないことになる。この状況は、経営者の見積もり数値が、監査人にとって正しいかどうか（合理的であるかどうか）がわからない状況である。

以下のDefliese et al. (1984, 1025-1026) の記述（[文献4-1]）に見られるような、①：その「実現可能性又は回収」が問題になるところの「工場や繰延費用のような資産」や、②：「価値の決定が主観的で、判断を要し、そして非常に専門的であるかもしれない」ところの「長期の投資」が、経営者の見積もりによって計上されているとすると、ここでの「財務諸表に反映されるクライアントの結論が、監査人の専門的能力の外にあるために、あるいは十分に適切な証拠資料が単に存在しないために、その結論に監査人が同意する立場も反対する立場もとることができない場合」³⁰⁾は、タイプBの未確定事項を指していることになる³¹⁾。

[文献4-1] —Defliese et al. (1984,1025-1026)

「いくつかの重要な財務諸表の事項は、監査人が査閲する客観的な証拠がほとんど、あるいは全くない見積もり及び判断に基づいて、経営者によって決定され

30) [文献4-1] 中の「監査人の専門的能力の外」の事柄は、経営者の見積もり数値の合理性を監査人が判断する際の「情報の欠如」をもたらす、との理解が可能である。

31) 「タイプBの未確定事項」を否定しようとする際には、タイプBの未確定事項を最初から排除する前提を置いてないかどうかについて、十分気をつけて頂きたい。

る。最も広く知られた例は、工場や繰延費用のような資産の実現可能性又は回収である。長期の投資は、価値の決定が主観的で、判断を要し、そして非常に専門的であるかもしれないので、特にやっかいな項目になり得る。それらの問題が生じる時に、経営者には、できるだけ客観的で合理的な判断を行い、その判断を記録する責任があり、監査人には、それらの判断についての意見を形成することができるほど十分に、クライアントの事業を理解する責任がある。それにもかかわらず、財務諸表に反映されるクライアントの結論が、監査人の専門的能力 (expertise) の外にあるために、あるいは十分に適格な証拠資料が単に存在しないために、その結論に監査人が同意する立場も反対する立場もとることができない場合がある。…」(傍線筆者)

もちろん、Oxford社の監査人COOPERS & LYBRANDは、[事例4-1]に見られるように、省略した部分も含めて、資産の見積りの合理性が判断できないこと以外の要因も考慮し、先に述べたように、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断した上で、subject to opinionを表明したと考えられる³²⁾。しかし、同社の監査報告書から示唆を得て、一般的な議論を展開すると、継続企業の前提が疑わしい状況を生じさせる要因として、金額的に重要な資産の回収可能性の問題があり、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人は判断しているものの、その資産の見積りの合理性を監査人が判断できない(タイプBの未確定事項がある)状況が想定できる。

その場合の監査人の対応であるが、継続企業の前提を疑わしいものにしていく状況(要因)等の開示が十分に(あるいは、適切に)なされていることが確かめられていても、監査人によって資産の見積りの合理性が確かめられていないので、「無限定適正意見」は表明できない。そうであれば、監査人は、他の除外事項がない場合に、まず、①：金額的に重要な資産項目([事例4-1]の場合は、「不動産子会社の不動産及び関連資産への投資額」)の回収可能性の問題によって、継続企業の前提が疑わしくなっている状況と、「経営者の見積も

32) 詳しくは参照して頂きたいが、Oxford社の1975年から1979年までの監査報告書についても同様である。

り項目の合理性を確かめられなかった」旨を監査報告書に記載し、②：見積りの合理性が確かめられていないという意味での潜在的な虚偽表示が財務諸表にあるので、「一定の潜在的な重要な虚偽表示の金額的影響が他の財務諸表項目に影響を与える場合のその程度」という意味の「浸透性」がないと判断した上で、意見を表明すればよい³³⁾。

「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断している場合のこのような「意見表明」として考えられるのは、[事例4-1]から示唆を得た、subject to opinionである。もちろん、「経営者の見積り項目の合理性が確かめられなかった」旨の記載があればよいので、subject to opinionであっても、その形は様々考えられるし、subject to opinion以外にも、様々な形の意見表明が考えられる。

どのような形の意見表明であっても、坂柳（2012）で提示した「監査人の対応を導く判断」と「財務諸表に与える影響（についての監査報告書の記述）」の関係に注目すると、その「意見表明」は、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」との監査人の判断のもとで、資産の見積りの合理性を監査人が確かめられないことによって、「財務諸表が潜在的な重要な虚偽表示という意味の未確定の影響を受けていること」を監査人が指摘する意見表明である。[事例4-1]で言えば、見積り数値としての「不動産子会社の不動産及び関連資産への投資額」が、「監査手続によって確かなものとされたわけではなく、実際の実現される金額は、見積もられた金額より小さいかもしれない、大きいかもしれない」旨の記述が、「未確定の潜在的な重要な虚偽表示の影響」があることを表している。

前節までに考察したように、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切

33) この点については、坂柳（2010, 123-132）を参照。なお、経営者による見積りの合理性が監査人に確かめられないところの項目がいくつであっても、監査人による浸透性の判断によっては、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断している場合であっても、監査人の対応が意見差控（意見不表明）になる余地はある。

である」と監査人が判断している場合に、SAS34で求められていたsubject to opinionやそれを主張する議論、そして、[文献3-3]に見られた「条件付監査意見」を監査人の対応として導くことはできなかった。しかし、以上に述べた意味の「意見表明」としてであれば、subject to opinionは、継続企業の前提が疑わしい状況での「意見表明」として成立することがわかる³⁴⁾。その場合の「subject to」をどのように訳せばよいか問題になるが、「財務諸表が潜在的な重要な虚偽表示という意味の未確定の影響を受けている」点を反映させるために、例えば、「(～の影響を) 受けているが」と訳しておけばよい。

次に、このような「意見表明」が、日本の現行監査制度上で行えるのか、という点が問題になる。この点を考える上で、現行監査基準の「第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4」の規定を見てみよう（[制度4-1]）。

[制度4-1] 一監査基準 第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4

「監査人は、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。」（傍線筆者）

まず、この規定について、企業会計審議会（2002）の「監査基準の改訂について」の「三 主な改訂点とその考え方 9 監査意見及び監査報告書 (2) 監査報告書の記載 ②」では、「訴訟に代表されるような将来の帰結が予測し得ない事象や状況が生じ、しかも財務諸表に与える当該事象や状況の影響が複合的で多岐にわたる場合（それらが継続企業の前提にも関わるようなときもある）」と

34) 「公表される形で利用できる情報を用いて、監査人のゴーイング・コンサーン意見（SAS34で規定されているsubject to opinionのこと—筆者注）を出す決定が予測され得る程度を決定する」（Mutchler（1985, 680））研究が行われているが、そもそもどのようなsubject to opinionであれば論理的に導けるのか、という研究の方が、順番としては先に取り組まれることになるはずである。

されている。この記述を踏まえると、[制度4-1]に見られる「財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合」として、本稿で考えているような、「継続企業の前提が疑わしい場合」を想定することができる³⁵⁾。

他方、[制度4-1]では、経営者は見積もり数値を認識しているが、監査人が「将来の帰結が予測し得ない」ことによって、その見積もりの合理性を判断できない状況（タイプBの未確定事項）は排除されていない。また、[制度4-1]に見られる「重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて」という表現についても、「重要な監査手続を実施できなかった場合」そのものではないが、その場合と同じく、経営者の主張の適否を監査人が確かめられなかったところのタイプBの未確定事項のことが想定されていると解釈したら、「準じて」という部分の理解は可能である³⁶⁾。

35) このような想定を置いて議論する場合でも、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断する監査人を想定する限り、これまで本文で述べてきた議論が当てはまる。

36) 大石（1982,44）は、次のように記している。

「…重要な否定的情報（SAS34で言及されている“contrary information”のこと―筆者注）が把握された場合、継続企業の前提に疑問が生じることによって、この前提に基づく財務諸表の適正性に関する判断が不確実になり、そのままでは、監査範囲の制限の場合と同様に、監査人の判断の不確実性に基づく限定意見が形成されることになりかねない。そこで緩和要因が検討され、これによって、無限定意見が表明しうる程度にまで不確実性を軽減することが図られるわけである。…このような努力にもかかわらず不確実性の軽減が十分にできなかった場合、監査人の判断の不確実性に基づく限定意見の形成ないしは意見差控がなされるのである。」（傍線筆者）

ここでは、「監査範囲の制限の場合と同様に」という記述に注目し、「監査人の判断の不確実性」が、財務諸表項目の正否を監査人が判断できないことを意味すると捉えた上で、本文で述べたタイプBの未確定事項に言及している、と解釈できるかどうかの問題になる。詳しくは大石（1982）を参照して頂きたいが、大石（1982）が考察しているのはSAS34であり、第2節の(1)で示した[制度2-4]に見られるsubject to opinionの記載例がタイプBの未確定事項に言及していない以上、上記引用中の「監査人の判断の不確実性」がタイプBの未確定事項に言及している、とは解釈できないことがわかる。そうすると、ここでの「監査人の判断の不確実性」が何を意味するのかが問題になるが、この点は、大石（1982）では明らかにされていない。

そうすると、[制度4-1]の規定が、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況を想定していることを前提にすると、次のことが言える。それは、継続企業の前提が疑わしい状況を生じさせる要因として、金額的に重要な資産の回収可能性の問題があり、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人は判断しているものの、その資産の見積り目の合理性を監査人が判断できない（タイプBの未確定事項がある）場合の「意見表明」は、[制度4-1]に見られる「意見の表明ができるか否か」を「慎重に判断」した結果として、監査人が行える、ということである。本節で述べてきた「意見表明」、即ち、「財務諸表が潜在的な重要な虚偽表示という意味の未確定の影響を受けていること」を監査人が指摘する意見表明が、実務に携わる監査人の方によく知られたものでなければ、そのような意見表明は、無限定適正意見とは別に、彼らの対応の選択肢を増やすものとして有益であるし、将来に監査基準及び関連実務指針のより体系的な整備³⁷⁾に携わる方にとつての指針としても、有益なものになることが期待される。

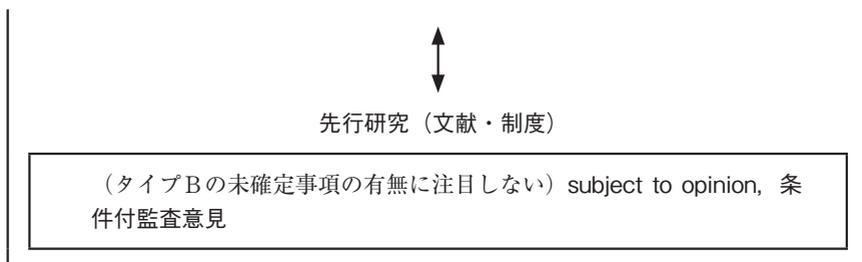
本稿では、継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応のうち、他の除外事項がない状況で、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する場合の対応（意見表明）がどうなるのかを議論した。その結果をまとめると、[図4-1]のようになる。

[図4-1] 一継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応（意見表明）

本 稿

- ①：タイプBの未確定事項がある場合 → 財務諸表が潜在的な重要な虚偽表示という意味の未確定の影響を受けていることを監査人が指摘する意見表明（subject to opinion等の意見表明）
- ②：タイプBの未確定事項がない場合 → 無限定適正意見

37) 例えば、日本公認会計士協会（2011b）等において、本文で述べた「意見表明」が行える旨を示すことは可能である。



5. 本稿の結論, 貢献, 今後の課題

本稿では、継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応のうち、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する場合に、他の除外事項がない状況で、無限定適正意見以外の「意見表明」を監査人が行えるのか、という問題を考察した。もし、そのような「意見表明」が監査人に行えるのであれば、無限定適正意見とは別に、実務に携わる彼らの対応の選択肢が増えることになるので、この考察は重要である。

無限定適正意見以外の「意見表明」として、これまで考えられてきたものは、SAS34によって規定されていたsubject to opinionであった。本稿の第2節の(1)では、SAS34で求められていたsubject to opinionが表明されるまでの過程を説明し、SAS34, 12項（[制度2-4]）の記載例に見られるsubject to opinionが、「記録された資産の金額の回収可能性と分類、及び負債の金額と分類についての不確実性の結果を知り得ていたならば必要になったであろう」未確定の修正が、当期の「財務諸表に与える」影響を考慮した意見表明であることを確認した。

このようなSAS34のもとでのsubject to opinionについて、第2節の(2)では、その合理性を検討した。SAS34は、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と判断する監査人を想定していると考えられたが、他の除外事項がなければ、継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応は、「ある事業体の存在し続ける能力について疑問を生じさせる主要な状況」等の開示が十分になされていることが確かめられた上で表明される「無限定適正意見」であり、

subject to opinionではなかった。

第3節の(1)では、SAS34によって規定されていたsubject to opinionを主張する議論のうち、Pany (1987, 87-88) ([文献3-1])に見られる、subject to opinionが表明される領域についての議論を分析した。分析の結果、そこでの議論には、2つの問題点があった。1つ目の問題点は、「報告の修正」がなされる、即ち、subject to opinionが表明されると考えられている、「監査人には、清算が差し迫っているかどうか分からない」状況が仮に存在するとして、その状況において、なぜSAS34で規定されているsubject to opinion以外の監査人の対応が排除されるのかが論証されていない点である。また、2つ目の問題点は、第2節の(2)で検討したように、SAS34で想定されているsubject to opinionは、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断している状況で表明されるにもかかわらず、subject to opinionが表明される状況として、「監査人には、清算が差し迫っているかどうか分からない」状況を挙げている点である。

続いて、第3節の(2)では、警告手段としてのsubject to opinionを主張する議論について検討した。まず、継続企業の前提が疑わしい状況において、「脚注開示がそのような状況において投資家に警告を与えるのに不十分であり、それゆえ、監査報告書がその困難な状況を強調するために修正されるべきである」との主張 ([文献3-1]) については、他の除外事項がなく、仮に「投資家に警告を与えるのに不十分」な状況があったとして、その状況でなぜsubject to opinionが表明され、その他の監査人の対応—例えば、無限定適正意見—が排除されるのかが不明であった。また、「会社が存在し続けなければ必要になるかもしれないあらゆる修正がなされていない」との記述 ([文献3-2]) に見られる、「当期の財務諸表が未確定の影響を受けている」ことを示す内容を、「警告」と解釈することはできるが、第2節の(2)で示したように、監査人の対応としては無限定適正意見が考えられるため、そもそもこのような記述自体が必要ないことになる。警告手段としてのsubject to opinionを主張する議論は、subject to opinionを与件とした説明の可能性がある。

そして、第3節の(3)-1では、永見(2011, 186)〔文献3-3〕の議論を評価した。継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応として、〔文献3-3〕では「ゴーイング・コンサーン問題を対象とした条件付監査意見」が示されていたが、それが伝達する「企業が破綻するという状況に陥った場合には…財務諸表は大幅に修正されることとなり」という記述の意味が明確ではなかった。重要な虚偽表示がない当期の財務諸表が、「企業の破綻」という将来に発生する事象によって(大幅に)修正される旨を主張する場合には、そこでの「修正」が何を意味するのか、「修正」を行わないという考え方もあるのに、なぜその考え方を排除するのか、の2つが明らかにされる必要がある。

第3節の(3)-2では、(3)-1までの考察を踏まえた上で、「継続企業の前提が適切である」と監査人が判断している場合の「意見表明」は、他の除外事項がなく、継続企業の前提を疑わしいものにしてしている状況(要因)や、緩和要因や経営者の経営計画を含め、問題になっているその状況に関連する内容が十分に開示されていることを監査人が確かめた上で表明される「無限定適正意見」であることを導いた。subject to opinionや、永見(2011)が主張する「条件付監査意見」は導くことができなかつたのである。

それでは、「継続企業の前提が適切である」と監査人が判断している場合の「意見表明」は、無限定適正意見以外に考えられないのだろうか。この疑問に答えるために、第4節では、Oxford社の1974年監査報告書〔事例4-1〕から手がかりを得て、継続企業の前提が疑わしい状況を生じさせる要因として、金銭的に重要な資産の回収可能性の問題があり、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人は判断しているものの、その資産の見積りの合理性を監査人が判断できない(タイプBの未確定事項がある)状況を想定した。

この場合の監査人の対応は、subject to opinion等、様々考えられるが、どのような形であっても、坂柳(2012)で提示した「監査人の対応を導く判断」と「財務諸表に与える影響(についての監査報告書の記述)」の関係に注目すると、その「意見表明」は、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」との監査人の判断のもとで、資産の見積りの合理性を監査人が確かめられな

いことによって、「財務諸表が潜在的な重要な虚偽表示という意味の未確定の影響を受けていること」を監査人が指摘する意見表明である。このような、継続企業の前提が疑わしい状況で、タイプBの未確定事項がある場合になされる「意見表明」は、現行監査基準の「第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4」（〔制度4-1〕）に見られる「意見の表明ができるか否か」を「慎重に判断」した結果として、監査人が行うことができる意見表明である。本稿の要約は、以上である。

「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断している場合に、他の除外事項がない状況で、無限定適正意見以外の「意見表明」を監査人が行えるのか、という問題に対して、本稿は、①：タイプBの未確定事項がある場合には、「財務諸表が潜在的な重要な虚偽表示という意味の未確定の影響を受けていることを監査人が指摘する意見表明（subject to opinion等の意見表明）」は行えるが、②：タイプBの未確定事項がない場合には、無限定適正意見しか表明できないという結論を導いた（〔図4-1〕）。この結論は、その合理性に問題があるsubject to opinion、あるいは条件付監査意見を結論として導いてきた先行研究（文献・制度）とは異なる。また、本稿の貢献は、無限定適正意見しか表明できない状況と対比して、実務に携わる監査人の対応の選択肢を増やすものとして、また、将来に監査基準及び関連実務指針のより体系的な整備に携わる方にとっての指針として、上記①に見られる「意見表明」が、監査人の対応として論理的にあり得ることを示したことである。

本稿では、他の除外事項がない状況で、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断している場合に、無限定適正意見以外の「意見表明」を行う余地があるかどうかを考察したが、無限定適正意見が表明される状況で、AICPA（1988）に見られる「説明区分」等の「情報提供」を監査人が行う余地はあるのか、という坂柳（2012, 83）で指摘した問題は、紙幅の都合で考察できなかった。また、継続企業の前提が疑わしい場合の意見表明及び意見差控（意見不表明）についての先行研究の網羅的な分析・評価も、本稿では行えなかった。これらの問題に取り組むことが、今後の課題である。

[引用文献]

AICPA (1970), American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Statement of the Accounting Principles Board No.4, *Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprises*, New York: AICPA, October 1970. (同訳書, 川口順一訳, アメリカ公認会計士協会編, 『企業会計原則』, 同文館出版, 1973年.)

AICPA (1974), AICPA, Statement on Auditing Standards (SAS) No.2, *Reports on Audited Financial Statements*, October 1974.

AICPA (1980), AICPA, SAS No.32, *Adequacy of Disclosure in Financial Statements*, October 1980.

AICPA (1981), AICPA, SAS No.34, *The Auditor's Considerations When a Question Arises About an Entity's Continued Existence*, March 1981.

AICPA (1988), AICPA, SAS No.59, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern*, April 1988.

AISG (1975), Accountants International Study Group (AISG), *Going Concern Problems: Current Practices in Canada, the United Kingdom, and the United States*, AISG, 1975.

Arens and Loebbecke (1984), Arens, Alvin A. and James K. Loebbecke, *Auditing: An Integrated Approach*, 3rd ed., Englewood Cliffs: Prentice-Hall, Inc., 1984.

Defliese et al. (1984), Defliese, Philip L., Henry R. Jaenicke, Jerry D. Sullivan and Richard A. Gnospelius, *Montgomery's Auditing*, 10th ed., College Version, New York: John Wiley & Sons, 1984.

FASB (1975), Financial Accounting Standards Board (FASB), Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.5, *Accounting for Contingencies*, March 1975.

FASB (1977), FASB, SFAS No.16, *Prior Period Adjustments*, June 1977.

Goldwasser (1988), Goldwasser, Dan L., "Accountants Liability: Going Concern Concerns," *The CPA Journal*, Vol.58 No.3, March 1988.

IFAC (2012a), International Federation of Accountants (IFAC), International Standard on Auditing (ISA) 570, *Going Concern*, in: Handbook of International Quality Control, Auditing, Review, Other Assurance, and Related Services Pronouncements, 2012 Edition, Vol.1, New York: IFAC, July 2012.

IFAC (2012b), IFAC, ISA 705, *Modifications to the Opinion in the Independent Auditor's Report*, in: Handbook of International Quality Control, Auditing, Review, Other Assurance, and Related Services Pronouncements, 2012 Edition, Vol.1, New

York: IFAC, July 2012.

Killough and Koh (1986), Killough, Larry N. and Hian C. Koh, "The Going-Concern Concept," *The CPA Journal*, Vol.56 No.7, July 1986.

Landsittel (1987), Landsittel, David L., "The Auditor's Standard Report: The Last Word or in Need of Change?," *The Journal of Accountancy*, Vol.163 No.2, February 1987.

Meigs et al. (1985), Meigs, Walter B., O. Ray Whittington and Robert F. Meigs, *Principles of Auditing*, 8th ed., Homewood : Richard D. Irwin, Inc., 1985.

Moonitz (1961), Moonitz, Maurice, *The Basic Postulates of Accounting*, Accounting Research Study No.1, New York: AICPA, 1961. (同訳書, 佐藤孝一, 新井清光訳, アメリカ公認会計士協会編, 『会計公準と会計原則』, 中央経済社, 1962年.)

Mutchler (1985), Mutchler, Jane F., "A Multivariate Analysis of the Auditor's Going-Concern Opinion Decision." *Journal of Accounting Research*, Vol.23 No.2, Autumn 1985.

Pany (1987), Pany, Kurt, "Auditing: Accounting and Auditing for an Entity's Continued Existence," *The CPA Journal*, Vol.57 No.6, June 1987.

大石 (1982), 大石勝也, 「企業の継続性の監査に関する一考察—SAS第34号について—」, 『商大論集』(神戸商科大学), 第33巻第4号, 1982年2月.

企業会計基準委員会 (2009), 企業会計基準委員会, 企業会計基準第24号, 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」, 2009年12月4日.

企業会計審議会 (2002), 企業会計審議会, 「監査基準の改訂に関する意見書」, 2002年1月25日.

坂柳 (2010), 坂柳 明, 『未確定事項の監査論』, 中央経済社, 2010年.

坂柳 (2012), 坂柳 明, 「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—意見差控(意見不表明)を導く判断と財務諸表に与える影響に注目して—」, 『会計』, 第182巻第2号, 2012年8月.

永見 (2011), 永見 尊, 『条件付監査意見論』, 国元書房, 2011年.

日本公認会計士協会 (2011a), 日本公認会計士協会, 監査・保証実務委員会実務指針第85号, 「監査報告書の文例」, 2011年7月8日.

日本公認会計士協会 (2011b), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書570, 「継続企業」, 2011年12月22日.

日本公認会計士協会 (2011c), 日本公認会計士協会, 監査基準委員会報告書705, 「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」, 2011年12月22日.

八田 (1986), 八田進二, 「監査情報と監査人の役割—除外事項を巡る監査上の問題点—」, 『会計学研究』(専修大学), 第12号. 1986年3月.